

平成21年度 補正予算審査特別委員会 会議録			
招 集 期 日	平成22年2月17日		
招 集 場 所	厚岸町 議場		
開催日時	開 会	平成22年2月17日 10時58分	
	閉 会	平成22年2月17日 15時16分	

1. 出席委員並びに欠席委員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	音喜多 政 東	○	9	菊 池 賛	○
2	堀 守	○	10	谷 口 弘	○
3	佐々木 敬 治	○	11	大 野 利 春	○
4	高 橋 奏	○	12	岩 谷 仁悦郎	○
5	中 川 孝 之	○	13	室 崎 正 之	○
6	佐 齋 周 二	○	14	竹 田 敏 夫	○
7	安 達 由 圃	○	15	石 澤 由紀子	○
8	中 屋 敦	○			
以上の結果、出席委員15名 欠席議員0名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	松 澤 武 夫	議事係長	田 崎 剛
--------	---------	------	-------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1)町長部局

町 長	若 狹	靖
副町長	大 沼	隆
総務課長	佐 藤	悟
税財政課長	小 島	信夫
町民課長	米 内	山法敏
福祉課長	松 見	弘文
産業振興課長	高 谷	高

建設課長
特老施設長

佐藤 雅寛
桂川 実

(2)教育委員会

教育長
管理課長
体育振興課長

富澤 泰
須佐 祐吉
高根 行晴

平成22年度補正予算審査特別委員会

●年長委員（高橋委員） ただいまより、平成21年度補正予算審査特別委員会を開会します。本日は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで委員長の職務を行います。これより本委員会の委員長の互選についてお諮りいたします。

●12番（岩谷委員） 12番。

●年長委員（高橋委員） 12番、岩谷委員。

●12番（岩谷委員） 年長委員のご指名において決していただきたいと思います。

●年長委員（高橋委員） ただいま、年長委員指名一任の声がありますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●年長委員（高橋委員） 異議なしと認めます。それでは私から、委員長には菊池委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●年長委員（高橋委員） 異議なしと認めます。よって、委員長には菊池委員が互選されました。

●年長委員（高橋委員） 委員会を休憩します。

[休憩 午前10時59分]

[再開 午前11時00分]

●委員長（菊池委員） 委員会を再開します。これより副委員長の互選についてお諮りいたします。

●12番（岩谷委員） 12番。

●委員長（菊池委員） 12番。

●12番（岩谷委員） 委員長指名において決していただきたいと思います。

●委員長（菊池委員） ただいま、委員長指名の声がありますが、これにご異議ございま

せんか。

(「異議なし。」の声あり)

●委員長(菊池委員) ご異議なしと認めます。それでは私から、副委員長には佐斉委員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

●委員長(菊池委員) ご異議なしと認めます。よって副委員長には佐斉委員が互選されました。

●委員長(菊池委員) それでは議案第2号、平成21年度厚岸町一般会計補正予算を議題とし、審査を進めてまいります。第1条の歳入歳出予算の補正。4ページ、事項別明細書をお開き願います。5ページ、歳入から始めます。進め方は款、項、目により進めます。11款1項1目、地方交付税。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。

●13番(室崎委員) 13番。

●委員長(菊池委員) 13番。

●13番(室崎委員) すみません、先ほど説明があったと思うんですが、ちょっとぼやっとしていて聞き洩らしたと思うので、確認の意味でもう一度お聞きしますが、今回の総務管理費補助金として、1億2千万何某、地域活性化・きめ細かな臨時交付金というのがあるわけですね。この交付金の性格なんですけれども、これはそれぞれの地方自治体のインフラ整備のためにという、いわば色のついた公金であるというふうに理解してよろしいんでしょうか。何かそのような説明があったような気がしたんですけれども、ちょっと聞き洩らしたので。

●委員長(菊池委員) まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長(田辺課長) お答え申し上げます。質問者のおっしゃるとおり、これにつきましては地域で行う、いわゆる地元の事業者、こういったものが至急できうるようなインフラ整備、小規模なインフラ整備にあてるとというのが趣旨でございます。

●13番(室崎委員) 13番。

●委員長(菊池委員) 13番、室崎委員。

●13番(室崎委員) また、歳出のところで何かがあればお聞きしたいと思います。そ

うすると、いわゆる地元の業者が受注できるような小規模な形の投資的経費に使うものであるという、いわば枠にはめられた形で交付金がきているので、その趣旨に従って歳出の方にいろいろ出てくるんだというふうに理解しておけばいいんですね。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 国の方のこの交付金の趣旨という部分の中で、示されてございますので、今言ったようなその趣旨に合うような形の中で事業選定をさせていただいたということでございます。

●13番（室崎委員） はい、結構です。

●委員長（菊池委員） いいですか。他にございせんか。なければ進みます。21款諸収入、6項、3目雑入。ございせんか。以上で歳入を終わります。次に歳出に入ります。7ページから進めます。3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費。8目社会福祉施設費。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） ここでちょっとお尋ねしたいんですが、今回のこの事業のそれぞれ宮園丘陵、トライベツ、片無去、710万円ですよ。これ、それぞれいくらなんですか。きめ細かな説明をお願いしたいんですが。

●委員長（菊池委員） 町民課長。

●町民課長（米内山課長） お答えいたします。宮園丘陵地区集会所ほか整備事業ということで、各内訳を申し上げたいと思います。まず、宮園丘陵地区集会所改修工事でございます。これは、軒先の改修といたしまして230万円、それからトライベツ地区集会所外壁改修といたしまして外壁の張り替え、一部張り替えでございますが130万円、それから片無去パイロット集会所外壁改修工事、外壁の張替として90㎡ほどありますけれども、350万円、この3つの実施設計費といたしまして35万円の設計委託料ををみてございます。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） すみません、今回、35万円の設計委託が入っていますよね。745万円の事業費に対して。それで他の方にも出てくるんですけれども、この程度の事業の規模で何でこれ、設計業務が委託されなければならないのか、役場の立派な設計専門の方々もいるように思うんですけれども。これだけの予算を作るだけのことのであれば、

設計委託料は、私は、新しい建物を造るだとか、それから相当の建物を建てるというのであれば、設計委託料は要るのかもしれないんですけども、この事業に設計委託料が入っていると。そして、後の方に行ってもいいんですけども、教員住宅の新築についてはこれがないんですよ。そうであれば、私は、考え方、どういうことからこういうふうになっているのかわかりませんけれども。この程度のことは町の内部でできるのではないのかなというふうに思うんですけども、そういうそのできない理由、もしやったらどういう支障が起きるのか、その辺についてちょっとお尋ねしたいんですがいかがでしょうか。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。実施設計の計上でございますけれども、今回の、このきめ細かな事業関係では、建築関係の実施設計、今、集会所の3件の実施設計。それから他には床潭地区の漁村センター、あやめヶ原展望台の改修等の実施設計を計上させていただいております。こうした中では、このきめ細かな臨時交付金、先ほどまち課の課長からもお答えがありましたけれども、国の緊急的な経済対策であると、これにはスピード感をもって事業を進める必要があるのではないかと考えてございます。中では厚岸町が実施いたします建築関係の工事、これについては全て建設課の建築係に集約、集中していただくわけでございます。建築係につきましては、このほか建築工事の発注だけではなく、確認申請等々の業務も行っているわけでございまして、現在、体制は2名体制。その中でも1名が休暇に入っております、実質的には1名の体制の中で動いている状況でございます。こうした中でこういう事業が盛り込まれても、早々に発注するということが不可能でございます。又、現在も工事が進行中のものが22件ございまして、これについても監督業務等打ち合わせ等を行いながら随時作業をしているところでございまして、他にも大型の物件を今後発注する計画でございまして、こうしたものを全て総合しますと、今後のこのきめ細かな事業、スケジュールが組めない状況にあるわけでございます。主にこの事業をみますと修繕事業でございます。修繕というのは新たに作るものではないので、現場を見て、どのようにその部分を直すのか調査をして、その対応策を考えながら図面に描き、そして数量をひろい積算をして発注するというものでございまして、以外とそれまでには時間、作業量はかなりのものになります。こうしたことから、速やかにこれらの事業を進めるためにも、実施設計を委託費の計上をさせていただいたというものでございます。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 速やかにやるということですけども、それじゃあお伺いしますけれども、この宮園丘陵地区集会所軒先改修。これを実施設計するのに時間はどのくらいかかってくるんですか。1時間あたりいくらの計算なんですか。

●建設課長（佐藤課長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 実施設計の委託費の積算、いくらかかるのかという積算方法でございますけれども。これについては、まず、概算の工事費、それを検討いたしましてそれから北海道の建設部で出されております営繕工事の設計業務棟の積算基準と、こういったものがございまして、それから算出をしております。ですから費用的には1時間いくらかかるかといったことは、算出はちょっと難しいわけでございます。作業量でございまして、まず、建物を見に行きまして軒天の部分がどのような状態になっているのか、外壁はどのような状態になっているのか調査をするということになりますと、最低でも1日、場合によっては2日くらいかかると。それから今度、それを持ち帰って既存の住宅の元々の建物の図面、構造がどのような状態になっているのか、そういったものも併せて調べて、それからその対策、どのように直したらいいのか、どの部分のどこをどこまで直すのかということも検討しながら、その対応するものの図面を描いていくと、そういう作業をするとなるとやはり、例えば宮園丘陵地区集会所軒先改修、これだけに絞ったとしますと、調査には1日から2日。それから検討して図面を描く。その図面の内容にもよりますが、それも2日、3日かかってくると思います。それから数量を、材料がいくらかかるのか、そういった数量計算もしていきます。それをしますと、それも1日はかかるだろうと。といったことで、それを全てまとめますと1週間程度は必要かなとこのようには考えてございます。ただ、実施設計の委託をするというのは、これだけの業務だけではなくて22年度の通常業務も出てきます。こうした総体を見た中で、できるものは直営ですることもありますし、部分的には委託設計に出して対応を図っていくというふうなことでございます。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 今の話を聞いていると、約30万円の仕事をさせていただくのに設計だけで相当の日数がかかると。そうすると、これが業者の方で、今の話を聞いていると、35万円ではとてもできない仕事を業者はできるんだというふうな、なんとなく聞いていれば思ってしまうんですよ。だけどその、実際苦勞されながら仕事をされていると思うんですよ。お前、何も知らないのにこれ言うのではないのかというふうな思いますけれども、ただ、その、ここのやりとりだけではなくて、一番大事なのは町民の皆さんがこのお金がどういうふうな有効に利用されているかということだと思っておりますよ。今回の予算は、町の持ち出しが一銭もなしでできるんですよ。そうすれば、やはり本当にきめ細かにたくさん仕事をやってほしいということになっていくと思うんですよ。その中でなるべく経費は最低限にして、最高の効果を上げる事業を進めていってほしいというのが町民の願いではないのかなというふうな私は思います。それで今回、職員の方々も苦勞をされながらやっていると思うんですけども、こういう事業については、例えば今、建設課にいる専門の担当者は2人かもしれないけれども、各課にちらばってそれなりの資格を有する職員がいらっしゃるんですよ。そうすれば、そういうものも時と場合には、やはりそういう

業務に力を貸していただくような方策を取っていくべきではないのかというふうに、私は思うんですよ。それでなければ安易な設計委託だとかになっては困る、安易にやっていると言っているわけではありませんよ。ですからできるだけ経費の節約をしながら、より効果のある施策を講じるような対策を取っていただきたいなというふうに思うんですけれども、そういうふうにはできる仕組みには厚岸町の役場ではなっていないのか、やればいいのかその辺をちょっとお伺いしたいと思います。

●委員長（菊池委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 今回の業務に関しましては、建設課長から答弁をさせていただいたとおり、現在の建築系の対応では早期に発注するのは難しいと、無理であると担当の課長から説明を受けております。実際に、担当者は毎日9時、10時、さらには土曜日、日曜日も出てきてやっているという状況が続いております。それはさきほど建設課長が説明を申し上げたとおり、現在、緊急対策、これの前の緊急対策事業等で発注した、それから通常で発注した業務の施工、監理という業務も彼は担っておりまして、そういう意味ではこの業務を外部に発注することによって、速やかな発注対応ができるということになりますので、こういう予算の計上をさせていただいた。当然、これに限らず最小の経費で最大の効果をとというのは、これは、我々に与えられた使命でありますので、そのことは念頭に置きながら事業を進めてまいりたいとこのように考えております。さらには各課の連携であります、それは当然、今、厚岸町は一級建築士の資格を持っている方が4名だったと思います。これだけの小規模の自治体で4名もの一級建築士資格保有者がいるというのは極めて珍しいところではありますけれども、それらはやはり担当課と連携を図りながらできることは担当原課で。たとえば、この集会所関係。これは町民課が所管しております。ここの担当課長は、技術を持っている課長であります。しかし、本来業務があります。今、戸籍事務電算化の作業を毎日、夜中をかけて準備をしていただいているという状況でございますから、それはそれで、できる協力体制はきちっととっておりますけれども、今の段階といいますか、これからもそういう連携を図りながら各課との調整をきちっとやって事業の進捗を図っていきたいというふうに考えております。

●10番（谷口委員） はい、いいです。

●委員長（菊池委員） 他に、社会福祉施設費ございませんか。次に進みます。2項児童福祉費、4目児童福祉施設費。5款農林水産業費、3項水産業費、5目養殖事業費。

●14番（竹田委員） 14番。

●委員長（菊池委員） 14番、竹田委員。

●14番（竹田委員） 5目養殖事業費。取水設備改修実施設計委託料という部分の、海水取水設備の改修についてお伺いしますけれども。カキの種苗にあたっての稚貝の養殖につ

いて、取水地の不具合によって種苗が何らかの形でうまく予定どおり行えなかったという経過がありますけれども。取水池の底の部分についての、汚泥になっているのか、腐敗物があるのかどうなのかという部分について調査をして、早急にそれを取り除かなければならないのではないかという要望をしたんですが、その部分についてはどのような経緯、経過になっていますか。

●産業振興課長（高谷課長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） カキの種苗センターの付帯設備整備事業でございますけれども、今、委員おっしゃられました産業建設常任委員会でも調査いただきまして、その取水管の取水柵に海藻や堆積する泥などがありますということでご説明申し上げました。今回の工事の内容なんですけれども、通水管、いわゆる当センターの飼育用の海水は若竹第二埠頭を南北に横断しています通水管がございますけれども、その途中に取水柵を設けてそこから内径の35cmの取水管を通して、また、敷地内のところに取水柵を設けまして、その柵からポンプを使ってセンター内へ引き込んで、濾過器で濾過されたものをそれぞれ海水取水として利用しております。そこで、ごみなどの不純物が少ない海水を確保するために、この対応策として今回事業計上をさせていただいております。その工事の内容は、若竹、湾月両側から取水管でそれぞれ取水管が通っておりますので、従来の方法を改めて、若竹側の取水を止め、なぜ止めるかという、比較的海水の、若竹側の取水は海水の交換率を高くする必要上、ごみや油などが滞留しにくい湾月側からの取水を今回、考えております。それで、今設けている取水管の取水柵自体の片側を今回、仕切り板等で仕切って、若竹側からの海水がこないようにしようとする工事であります。その際に今、委員おっしゃられました汚泥だとかも取り除いてその対応をいたしたいという内容でございます。以上でございます。

●14番（竹田委員） 14番。

●委員長（菊池委員） 14番、竹田委員。

●14番（竹田委員） 改修の実施設計に伴う工事期間は3月下旬から7月下旬というふうになっている。この間、第1回目のカキの種苗が行われますよね。この管については、元の既存の取水池からの海水を汲み上げるという利用がなされると思うんですよね。その時に既存のものを使うということが、今年の第1回目の種苗の時に行われると、利用することだから、既存の部分について、底等の調査を厚岸清掃社等々に相談をしながら、なかなか人が入れるようなところではないということなので、ファイバースコープ等を持っているようなので、そういうものを使いながら改めて調査をして、早めに種苗がうまくいくように、取り除くなど等の計画をもっといただきたいという要望だったんですよね。それについてお答えしてもらいたいと思います。

●産業振興課長（高谷課長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（高谷課長） 現在も、既に種苗の生産を開始しております。今回、施工の内容で、3月に設計して7月ころまでにこの工事を終わらせたいという内容でございまして、委員おっしゃられましたその前に何とか調査をして、良質な海水がとれる状態にきちっとしておいて、種苗にかかるべきだという内容かと思いますが、今までも10数年間今の状態で取水をしてきておりまして、昨年、春種苗の段階で海水が原因ではないかと特定がされたわけでは決してございませんでした。ただ、その取水の枡を確認したところ海藻だとかごみだとかが確認されまして、その時点で清掃をさせていただきました。実際に確認はしていませんけれども、それが原因だとは特定はされていませんけれども、私どもはそういう改善をすべきかなと思われるところを、少ない予算の中で順次改善を加えていきたいということで、今回この整備費を計上させていただきました。濾過器も当然設置しておりますし、前回そういうことで春種苗は、秋種苗につきましても行われておりますので、今回の改善工事の中で対応していきたいということで、ご理解いただきたいと思いません。

●14番（竹田委員） いいです。

●委員長（菊池委員） いいですか。他に養殖事業費ございませんか。なければ進みます。6目水産施設費。11ページ。6款1項商工費、5目観光施設費。

●14番（竹田委員） 14番。

●委員長（菊池委員） 14番、竹田委員。

●14番（竹田委員） 望洋台さわやかトイレの外壁改修、コンキリエトイレの改修をウォッシュレット整備5か所と。この金額の内容について教えていただきたいと思えます。あやめヶ原展望台の改築3基と木柵設置延長32m、これを別々に教えてほしいと思えます。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思えます。まず、あやめヶ原展望台の整備事業でございましては、540万円の事業でございまして。それから望洋台さわやかトイレの外壁改修でございまして。これは60万円を見込んでございまして。さらにはコンキリエトイレの改修、ウォッシュレット5基の据え付けでございまして。これにつきましては79万円という内容でございまして。それから展望台の方の木柵と分けた事業費というお尋ねですね。これにつきましてはちょっとお時間をいただきたいと思えます。

●委員長（菊池委員） 休憩します。

[休憩 午前11時33分]

[再開 午前11時38分]

●委員長（菊池委員） 再開します。まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お時間をいただきまして申し訳ございません。お答え申し上げたいと思います。展望台と木柵、あやめヶ原の関係でございますけれども、展望台の改修、3基の改修で352万6千円、木柵については168万5千円を見込んでいます。

●14番（竹田委員） 14番。

●委員長（菊池委員） 14番、竹田委員。

●14番（竹田委員） 望洋台の改築の3基というのは、内容がわからないんですけれどもお願いします。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 展望台の改築でございますけれども、ご案内のようにあやめヶ原につきましては、いわゆる海岸先端部の方に3か所、木製の展望台、簡易な展望台がございます。これが非常に経年の中におきまして、木造ですのでやはり老朽化してきているということでございまして、これを建て替えによりまして安全を確保したいということで、規模につきましては同程度のものを考えてございます。

●14番（竹田委員） 14番。

●委員長（菊池委員） 14番、竹田委員。

●14番（竹田委員） コンクリエのトイレも結構きれいなんですけれども、今後、ウォシュレット整備がようやくされるということで、以前は観光客の中から未だにこういうトイレはないよねと誹謗中傷が、りっぱなコンクリエなのによっていうことであつたんですけれども。いよいよこのウォシュレット整備がされるということで、非常に私自身も喜んでるんですけれども。コンクリエの改修というのが毎年のようにされてきているんですけれども、今後、規模として大きく金額がかかりそうだなと思える箇所というんですか、直す部分はどの部分をどの程度見ているのか教えてください。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） コンクリエの将来の改修でございますけれども、これにつきましては既に特別委員会の中でも竹田委員の方からご質問をいただきました。それで現在の関係でございますけれども、現在の取り組みといたしましては、建物の状況、毎年これは担当課の方で点検を行うこととしております。点検状況によりまして、いわゆる状況判断、この中で補修の必要な部分につきましては、さらに建設課と協議をしながらこれについての位置づけを3カ年の実施計画の中に位置付けながら行ってきているというのが実態でございます。中には緊急を要するというので、3カ年に登載がない場合でもやらなければならない。これは、どうしてもそういうものも出てきますので、そういった部分については臨機応変な措置もしてきてございますけれども、将来に向かってこれがどのくらいかかって、いつ頃発生するかという算定につきましては、いわゆる耐用年数といましようか、その繰り返しの中でもって算定していけばできるんでしょうけれども、なかなかそういうような実態にはなっていないというようなことございまして、その建物におかれている現状、状況を見ながら対応してきているというのが実態でございます。したがって私ども、その後、どう積算なり、いつやるかというような計画を示せるかということを検討したんですけれども、今の段階では計画を示して、こういうような形で行くよというものを資料としてお出しするような状況になっていないということでございますので、その点、ご理解をいただきたいなということでございます。

●14番（竹田委員） 14番。

●委員長（菊池委員） 14番、竹田委員。

●14番（竹田委員） 以前に、厚岸町のそれぞれの建造物というか、町有財産になっている全てのものに実施計画を設けながら、将来にわたってその改善方法、改修方法をどのようにしていったらいいのかというファシリティマネジメント手法というのをを用いて、町有の財産をどのように維持管理をしながら、節約していけるものは節約していこうという手法を用いてやっていこうじゃないかという提案をさせていただいた経緯がございます。第5期総合計画の中でもそういった手法を加味しながら考えていただいているものと思っておりますけれども、その部分については手法を全て100%取り入れて考えるというのは大変難しいかもしれない。しかし、町として経費の節約ということで早めの補修程度のことをしておけば、たくさんの費用がかからなくて済むというそういったものの考え方で、ファシリティマネジメント手法を用いてやっていただきたいという提案をさせていただきました。そういう考え方で現在計画を進められて計画等をされているのか、それをまず、1点聞いておきたいと思います。総体的になってしまいうんですがよろしく願います。それと、今回のきめ細かな臨時交付金の部分で、この5目の部分だけというふうにはならないかもしれませんが、ウォシュレットの整備の5か所の取替えというのは、もともと計画の中にはあったんでしょうか。

●建設課長（佐藤課長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私の方からは、町有施設のファシリティマネジメント、いわゆるFMの手法を使った建物の保全、維持保全を検討したらどうかといったことを以前にご質問を一般質問等であったことがございます。その中でも、こういった手法を研究し取り入れながら、町有施設についてファシリティマネジメントの手法が使えるのか検討してまいりたいということでご答弁をさせていただいた経緯がございます。その中では町営住宅、これらにつきましては、ファシリティマネジメントという名前ではございませんけれども、町営住宅のストック総合活用計画、いわゆるFMの手法と似ているようなその中でストック活用計画が作られてきていると。さらには今後、もう少し細かいものとしては、町営住宅等の長寿命化計画といったものも、今後、検討してまいりたいと考えております。他の施設等々もでございます。町有施設であれば、集会所といったものがございます。それも、一度は試算等を例にして検討してみた経緯があるんですけども、あまりにもFMの手法等を細かくやっていると非常に難しい内容でございます。結果がどうなるのかというのがなかなか出てきづらい。もう少し簡易化された、質問者も以前おっしゃっていただきましたけれども、もっともっと簡易化された手法等を研究し、その中でまた、一つのモデルの建物でやってみるといったことが今、必要ではないかと考えております。公住関係については、ストック総合活用計画の中で同様なものをつくりあげた中で進めているところではあります。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） コンクリートイレ改修の関係でございます。この計画について、この表現として出てきたのは今回が初めてでございます。以前の3カ年計画の組み立て等々につきましては、原課サイドにおきましては観光客の声、それからこの議会の中でも必要ではないかというような提言等もいただいております。そういった中で必要性という部分については考えておりましたけれども、やはり事業調整の中でここまで至っていなかったということでございます。今の社会情勢の中で見ますとどんどんウォシュレットが普及してきているということから判断しまして、今回、これを設置したいということで新たにのせたということでございます。

●14番（竹田委員） いいです。

●委員長（菊池委員） いいですか。他にございませんか、5目。

●13番（室崎委員） 13番。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●13番（室崎委員） 今、FMというんですね。その、何とかマネジメントの話が出てお

りました。それで、ちょっと似たような話でお聞きするんですが、厚岸町では建造物やそういう施設についてそれぞれの原課において、最低、目視でいいからきちんとその状況を把握して、この後、例えば来年なり再来年には壁の塗り替えが必要であろう、あるいは屋根が白化というんですか、隣には専門家がいらっしゃるけれども、ペンキが浮いてきて白くなる状況が出てくればもちろん塗りなおさなければなりませんよね。そういうことが必要になってくるという予測を立てている。そういう台帳を作っておく。そして、そういうものを資料として出して予算請求をしなければ受け付けられないというシステムを作っています、あるいはいきますという話が議会において質問に対する答弁としてありましたよね。まず、その、私が聞いた時にも台帳という言い方をしたんだけど、何ていう名前かちょっと今、失念していますのでどういうものなのか、それとも廃止してしまったのか、あるいはあるけれども塩漬けになってどこかの棚に放り込まれているのか、そういう現状についてご説明いただきたい。それから、味覚ターミナルという施設の建物そのものは町有財産でなかったかと記憶しているんですが、そうなのかどうか。その時に、今言ったシステムの対象になっていないのかどうか。このあたりについてきちんとした説明をお願いします。

●建設課長（佐藤課長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 私の方から、今、質問を受けました保守点検表による点検のことであろうかと思えます。これは、毎年、各原課でもって町有施設、建物でございますが、そういった建物について点検をし、それをチェックして内容を、積算等を検討しながら3カ年にもちあげていくといったものでございます。これにつきましては各原課の方でその表、また、その表によらない場合もございます。意外とマッチしない、例えば特殊な施設、終末処理場だとか、それにマッチしない部分がございますので、それは随時変えながら、例えば公住でありますと、保守点検表、あくまでも外見の周りの部分でしか適用ができない。内部になりますと、入居者がおりますのでやり方を変えながら点検をしているわけですが、こういった基本的には今、質問者がおっしゃいましたような保守点検表に基づいた点検をしてそれが今後、3カ年、そういった中で必要であれば積み上げて要望をしていくといったものの状況でございます。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 味覚ターミナル施設でございますけれども、これは町の財産でございます。町有施設でございます。当然、今、建設課長が言われました、いわゆる管理システムの中で同様に点検をいたしまして、台帳管理をしているところでございます。

●13番（室崎委員） 13番。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●13番（室崎委員） 専門家の構造内部まできちんと診断をして、今後についてどうこうというようなところまでは、現在の厚岸町の体制の中ではやれといえはできるかもしれないけれども、費用対効果を考えると無理ですよ。それで、まずできるところからというので、目視だけでもということだったと思います。もちろんそれ以上のことができればそこでやっていけばいいわけですよ。それから施設の特色によっては、それだけではできないから、ほかの要素を入れるということもあるでしょう。基本的には、要するに少なくとも見てできる範囲で保守点検を行って、将来というのは、例えば来年になるか再来年になるか5年後になるかわかりませんが、こういうようなことで営繕は必要であろうという一応の計画は持つと。それがそのとおりできるかどうかわかりませんよ。それが必要であるというところまで、その保守点検表というのは、いつているんじゃないですか。ただ、今、こうなっていますというので終わりで、先はどうなるかわかりませんというものだったんですか。それでは、議会でもって私が聞いている話と違いますね。だけど今聞いていると、その対象となる味覚ターミナルについて、隣の14番委員がお聞きした時、将来どうなるかについては全く皆目見当がつかせんと言わんばかりの答弁が出てると、この保守点検表というのはどのように生きているんですか。その点についてもう一度お聞きしたい。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 私が申し上げたのは、目視の結果でもって当然老朽化が出てきている。ここで手を加えていかなければならないというものについては、これはやはり建設課等々と協議をしながら、その時期、やらなければならない時期にこういったものを考えながら3カ年の中に位置づけをしてきています。これはそのような手法をとってきております。将来に向かってという部分については、当然建物です。形のあるものですから年数が経過することによって、どこかが出てくるという目視判断ができない将来のものについてまでの部分について、何時頃というのは示すことが非常に難しいというようなことでお答えしたつもりでございますので、その点ご理解をいただきたいと思います。

●13番（室崎委員） 13番。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●13番（室崎委員） 私が聞いてから帳尻を合わせたような答弁ですよ。目視であろうと何であろうと、あるいは経年変化の予想であろうと、こういう保守点検表のようなものを作れば、将来にわたってこういうような形で行くんだという予想は立てられる範囲では出ているわけでしょう。ところが、今のあなたの14番委員に対する答弁では、将来にわたっては全くわかりせんと、そういうような答弁だったんじゃないですか。それから、建

設課長の答弁だって、保守点検表というようなもので、何とかシステムから見ればはるかに幼稚ではあるかもしれないけれども、厚岸町はこういうことをやっているんだというような答弁は一つもないでしょう。あなたたちの頭の中にはこんなもの無かったんじゃないですか。動いているんですかこれ。予算要求の時に、最終的には予算要求のところになるんだけれども、こういうものは重要視されているんですか。今の議論を聞いていると全く出てこない。非常に何か私が聞いた時の答弁と今の議論の答弁とは、かけ離れたところでしているような気がしてならない。どうなんでしょう。

●委員長（菊池委員） 休憩します。

[休憩 午前11時57分]

[再開 午後1時00分]

●委員長（菊池委員） 委員会を再開します。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 委員長。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 申し訳ございません。施設の管理の関係についてお答え申し上げたいと思います。この施設の管理につきましては、以前にこの議会でもこの保守管理の適切な管理の在り方ということで提言をいただきまして、それをもとに平成10年から建設課の方におきまして保守点検表という共通した点検項目をもって、それぞれの所管において毎年目視の点検を行う。その結果に基づいて必要な調査を行い、そしてその現状をもって3カ年の計画時、要望時にはそういった写真等を添付しながら申請を出していただいている。私どもまちづくり推進課の方では、3カ年の実施計画を担当しているわけですが、原課におきましては、そうした保守点検、表に基づく点検結果、これを基にいたしましたそれぞれの調査結果、これを持ってきましてそれらを基に優先度を考えながら3カ年計画の中に登載し実施をしてきているという内容のことで、この保守点検表を使ってきているという状況でございます。そのような取扱いをしているということでご理解をいただきたいと存じます。

●13番（室崎委員） 13番。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●13番（室崎委員） そうしますとね、そういうもので、もちろん100%どころか70%になるのか60%になるのかわかりませんよ。その、何とかシステムというようなもつともつと高度なものも今の世の中にあるようですから。それから見ればはるかに稚拙かもしれない

けれども、厚岸町としてはできることをやっているわけでしょう。そうしたら、そういうことで、今後どういうものがあるのかというのは、今わかっている範囲ではこうなんだけれどもということになるんじゃないんですか、ということなんですよ。そういう意識でやはり、せっかく自分たちで作っているシステムですから、生かしていくということが大事だろうと思います。今、お聞きしたらその中心にいらっしゃる課長さんであるということになればですね、やあやあそっちの方のことは思い浮かびませんでしたというようなふうに、聞いている方に受け止められるような答弁はいかがなものかということなので、よろしくお聞きしたいとそういうことなんです。本題でないからあまりくどくはないですが。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。ご質問の趣旨を十分に理解しないままに答弁をしたということで、お詫びを申し上げたいと思います。非常に長期的な部分でのお話というふうに受け止めた部分がございます、現在取り進めている状況という部分についての説明が不十分であったというふうに反省をいたしております。この保守点検によりまして、やはり早期に施設の損傷程度を把握し、それを、当然優先順位はありますけれども、やはり早期に着手していくように心掛けるという制度の中では有効な制度と理解をいたしております。こういった考え方の中に、こういった制度をさらに生かしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

●13番（室崎委員） 結構です。

●委員長（菊池委員） はい。他にございませんか。次に進みます。13ページ。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 今回のこの補正に出ていないんですけれども、この地域活性化・きめ細かな臨時交付金の事業について、先ほど室崎委員とのやり取り等で、インフラ整備に関わったの事業だという説明がありました。それでこの、地方自治体にすると非常に補助事業等の枠等があって、やりたくてもできない。それをやることによって他の事業ができなくなるというようなことで、その、橋梁等の維持補修ができないでいるところが全国的にたくさんあるというようなことだとか、森林の整備も十分にいきとどかないというようなことが、この地域で言えばそういうような事業等が結果的に後回しになっていくというような事業がたくさんあるということが、今回のこのきめ細かな事業の一つの事業選択する、入る項目になっているようであります。電線の地中化だとかそういうのは、厚岸町ではちょっと事業としては、するような内容ではないと思うんですが、厚岸町の町道あるい

は林道もそうでしょうけれども、農道等も含めて、この耐用年数が間近に迫っている、そういう橋はあるんでしょうか、ないんでしょうか。後何年か後に、そういうことを考えなければならぬというような橋があるのかなのか。その辺ではどうなんでしょうか。

●建設課長（佐藤課長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 町内の橋梁の耐用年数が、間近に迫っているところがあるのかといったご質問でございます。町内の橋梁でございますけれども、昭和30年代の橋梁もございます。そうした中では、耐用年数が迫ってきているといった状況にある橋もございます。そこで、私どもも今、町内にある橋全域に対しまして橋の調査をし、長寿命化計画を立てると、延命策をどのようにすればいいのかといった計画を立てていこうということで検討をしております。それについては平成25年度までにその計画を立てて、そしてその対策をどのようにしていくのかということも考えているところでございます。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 門静の石山の方の橋かな。非常にそういう点では近い橋ではないのかなというような話を聞いたことがあるんですけども。その、今、計画については話をされましたけれども、実際どうなんだというところをちょっと説明していただきたいんですが。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。門静の橋・・・。

●10番（谷口委員） それだけでなく、近いのがあるのであれば・・・。

●建設課長（佐藤課長） 耐用年数が、寿命が近づいている、こういった橋がございます。それをどのように対応、対策をしていくのかといった質問であろうかと、今受け止めますけれども。この辺については、橋の状況、橋の部材の劣化の状況、こういったものを調査し、その中でどう対応をしていくかということになります。従いましてそれは、今後、調査をする考えでございますし、それに併せて、その調査に基づいてどういうふうにしていくかという計画を立てていくというものでございます。ちなみにホマカイ橋につきましても、だいぶ耐用年数が近づいてきております。あそこについても今後、今考えられるのは、将来、太田門静間道路、検討しているところでございますけれども、それに併せた対応を図れないのか、今、その中で含めて検討をしていきたいと考えています。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 課長、申し訳ないんだけど、計画、やるっていったことは1回目でわかったんです。私は。ホマカイ橋って今名前をいわれましたから、ホマカイ橋でいいんですけども。たとえばホマカイ橋は何年に作って今何年目だと。けどその、耐用年数の期限というのは何時に設定されているんだということを説明してほしいんですよ。ですから、そういう近い橋はその他にもあるのかないのか。どの橋なんだと。もう、後、3年、5年でそういう事態になる橋はあるのかないのかということを聞いているんですよ。ないんだったら、無いって言うてくれればいいし。それだけの話なんですよ。

●委員長（菊池委員） 休憩します。

[休憩 午後1時11分]

[再開 午後1時13分]

●委員長（菊池委員） 再開します建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 時間を取らせて大変申し訳ありません。耐用年数が近づいている橋でございますが、44橋ございまして、その内、近づいている橋としましては、昭和38年に建設された橋、耐用年数は過ぎておりません。耐用年数は50年でございますので。38年に建設された開籠橋、同じく39年に造られた橋、これが結橋。尾幌地区に存在している橋があります。38年、39年の2橋が耐用年数が近づいてきているということでございます。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 私、何でもやって聞くかということ、今回のきめ細かな交付金事業の中で大きく言っているのは橋梁の補修、電線の地中化、それから都市部の緑化、森林の路網整備、その他の公共施設又は公用施設の建設又は修繕に係る。今回出ているのはその他なんです。先に言っているのが何も出てこなくて、今回事業でやられているのは言われている項目、これは一つも積み上げていないでその他の部分で事業をこれだけやったんでしょう。だから、私が聞きたいのは、何でも橋梁ということをやっているかということ、やっぱりきちんと検討されたのかどうか、その辺は今の答弁からすると全くこの文書を見ていないのではないかと、国から来た文書。だからそういうものの中で、結果的にこの事業はこうやってはずれていきますと、まだ、大丈夫なんですよというような結果になっているのか、けどよく調べてみたら危ないかもしれないと思っているのか、その辺を聞きたいんですよ。どうなんでしょう。

●建設課長（佐藤課長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。確かにこのきめ細かな交付金事業、橋梁の維持補修等も書いてございます。その辺の状況は見ております。しかし、この橋梁でございますけれども、これを維持補修するためにそれを調べると、全てを調べるとなると非常に難しい状況でございます。ただ、古い橋梁については、状況を見た中では見た目の判断でございますけれども大丈夫かなと考えてございます。それと昨年以来この2、3年では職員自体も橋梁点検をするための研修等を行いながらチェックをしている状況でございます。そうした中で、今すぐこの橋を直すとか補修をしなくてはならないといった状況には今はないというふうに考えてございますし、先ほどもご説明申し上げたとおり、今後は維持、長期事業計画を立てるためにはもっと専門的に調査をし、中で検討をしていかなければならないと考えているところでございまして、今回については、このきめ細かな事業には計上をしていないものでございます。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 課長の説明でわかるんですけども、やはりせっかくこうやって項目として挙げられているわけでしょう。そうであればやっぱりそこから始まるのが一般的ではないのかなと。結果的にやってみたらこれとこれとこれははずしても大丈夫だと、こうやって言っているけれども。だからそうであれば、その他の方のこういうものに今回の交付金を使おうじゃないかということになってるんですよという説明が、やっぱりあつてしかるべきではないのかなというふうに思うんですよ。その、私が聞いた時にだよ。初めて説明しなくてもいいと。だけれども、そういうことは無いっていうのは、やっぱり私としては不満だなと。それと、耐震性の問題が結構問題になっているわけでしょう。橋の。それで国道何かは橋桁が落ちないように措置をしたりしていますよね。鎖で繋いだりして。そういうようなことも必要がないのかどうなのか、そういうことを含めて厚岸の橋については、当面そういうことを見合わせても大丈夫だという確信があるので、他の事業で行ったんですよということなのかということなんですよ。その辺はどうなんでしょうか。

●副町長（大沼副町長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 国から示されておりました地域活性化・きめ細かな臨時交付金の使途、使い道であります。これは、先ほど委員ご指摘のとおり橋梁の補修、電線の地中化、都市部の緑化、森林の路網整備、その他公共施設又は公用施設の建設又は修繕。これ

は、ここに挙げられている項目は同列であります。その中から、町がこの臨時交付金を使ってやるべきその優先度合を勘案して、今回この総体1億2千万、これを上程させていただいております。厚岸町内の橋梁については、町道については44の橋がございます。それから国道と道々それぞれ19本の橋がございます。これらについては、以前にも議会からご指摘をいただきました。もうそろそろ厚岸大橋をはじめ耐用年数どうなんだとという議論もあって、そういうこともこの交付金の使途については、こういうふうにするよと、橋梁の補修というのが一番先にきているよと。やれるのかやれないのか、すぐやらなければならないのかというのは議論をさせていただきました。44ある橋について、建設課の方では一本一本きちっと調べて行って、すぐ、直ちにやらなければならないものがあるのかないのか、やるとすればどういう基準に従って、設計によってやらなければならないかということを作らなければならないわけです。それにはもう少し時間が必要だというふうに担当原課からの判断がありまして、それは、今回はこの交付金では充当しないという決定をさせていただいております。それら以外のことで各課から集約をして、その内優先度合、それから金の張り付け方、これらを議論して今回上程をさせていただいております。

●10番（谷口委員） はい、いいです。

●2番（堀委員） 2番。

●委員長（菊池委員） 2番、堀委員。

●2番（堀委員） だいぶ大きな話で細かなことを聞くのが大変心苦しいんですけれども。町道照明整備事業でお聞きしたいんですけれども。資料の方ではLED設置16基というふうになっています。事業費が145万5千円となっているんですけれども。これは、LED全灯16基を購入設置するのか、それとも電球だけを16カ所取り換えるのか、その辺の事業の内容を教えてくださいたいと思います。

●建設課長（佐藤課長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。町道の照明整備事業でございますけれども、これにつきましては灯具も含めて一式取り替えていくという工事でございます。それを16基取り換えるという内容のものでございます。

●2番（堀委員） 2番。

●委員長（菊池委員） 2番、堀委員。

●2番（堀委員） この16基というのが、町道の照明は照明数をもっとたくさんあると思うんですけれども、なぜ16基だけだったのかというのがまず一つですね。この、町道の照

明を全部LEDに取り換えていくんだと、その手始めとして16基をやるんだというのであればそのように説明をしていただきたいんですけれども。それから当然電球ですから電気料がかかるわけで、北電と契約の中でも、町道の照明であれば従量料金ですね。使った分だけの料金と、あと定額料金の契約というのもあると思うんですよね、町道照明の中には。今、取り換えようとしているものというのは全て従量の方の部分の照明なのかどうかというのを教えてもらいたいと思います。

●建設課長（佐藤課長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。まず、このLEDの照明でございますけれども、LEDの照明は省エネがいわれており、電気料も安いし寿命も長いということがいわれてございます。できれば今後、防犯灯の照明もLEDに取り換えていきたいと考えてございます。それと、この照明は防犯灯でございますして、電気の契約は従量制となっております。定額制といいますのは、よく外部照明とかで連続照明をしてキュービクル等を持った中で、10基なら10基を一緒に連動させるとこういった契約もありますが、今回は全て防犯灯でございますして、従量制の契約となっております。

●2番（堀委員） 2番。

●委員長（菊池委員） 2番、堀委員。

●2番（堀委員） そうすると防犯灯だということで、防犯灯は16基だけではないわけですから、防犯灯の総数とLEDに付け替えていった時の所要額はわかるでしょうか。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 防犯灯の電球の、普通の電球とLEDを設置した場合の所要額でございますけれども、まず、設置費用については同じワット数のものであれば変わらない。ただ、LEDの場合は照度が高いものですからワンランク落とせるといった利点もございます。その中では若干安く設置はできる。それと、もっとも有効なのは電気料金。これが1灯あたり通常40ワットの蛍光灯でございますけれども、年間だいたい3千5、6百円ほど電気料がかかります。それをランクを落として20ワットのLEDをつけますと年間の電気料が、1,870円ほど、約半分ほどの電気料で賄えるといったものでございます。町内の防犯灯は855個ついておりまして、将来的にはこういったLEDを随時替えていければというふうに考えているところでございます。

●2番（堀委員） 2番。

●委員長（菊池委員） 2番、堀委員。

●2番（堀委員） そうすると町内の防犯灯855個、今回の16個に対して145万5千円ですから、約9万円くらいの計算になるのかなと思うんですけども、この9万に855個をかかけたものが所要額として今後、年間の計画の中で徐々に付け替えていくというふうに理解してよろしいでしょうか。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 1灯あたりの設置費用でありますけれども、この防犯灯につきましては、電柱につける防犯灯もございますし、電柱ではなくポールをつけて設置しなければならないところもございますので、一概に一律の値段とはなっていないわけでございます。今回の場合も電柱につけるところもございますし、電柱がなくポールを付けて設置をするところもございますので、一概に9万円になるのかと言ったら、場所によってはならないというのをご理解願いたいと思います。将来的に随時とはいえませんが、計画をもって設置を進めていければと考えていますし、ただ、地域からの防犯灯の設置の要望もございます。今回設置の変更をしたところは、やはり、まず地域から設置の要望があったところを含めた中で計画をしているものでございまして、今後も地域の要望を踏まえながら、古くなったところも随時取り替えていければという考えでおります。

●2番（堀委員） はい。

●委員長（菊池委員） はい、1目、ございませんか。

●15番（石澤委員） 15番。

●委員長（菊池委員） 15番、石沢委員。

●15番（石澤委員） 除雪費のことで聞きたいんですけども。

●委員長（菊池委員） もう少しお待ちください。

●15番（石澤委員） はい。

●委員長（菊池委員） 1目、ございませんか。なければ次に進みます。2目道路新設改良費。3目除雪対策費。

●15番（石澤委員） 15番。

●委員長（菊池委員） 15番、石沢委員。

●15番（石澤委員） 除雪費のことで、12月の補正でいくらかしましたね。この時点で4,250万円ですか、あがってきているんですけれども。見通しができなかつたというんですか。

●建設課長（佐藤課長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 除雪費の補正でございますけれども、12月に補正を組んでおります。その時には、12月の補正を組む段階としましては、11月段階で想定をして除雪の費用を組んでおります。除雪の状況でございますけれども、今年、21年度は除雪の回数が増えてございます。ちなみに20年度でございますけれども、20年度の12月は1回でございます。それと1月も1回でございます。21年度になりますと、12月が3回でございます。それと1月も3回でございます。20年度から比べますと4回ほど多い状況になっております。それと昨年度、20年度の状況を踏まえますと、20年度は2月に3回ほど雪が降っているといった状況もございますので、なかなか予想が難しい状況でありますので、回数が多くなっておりまして予算計上させていただいたということとでございます。

●15番（石澤委員） 15番。

●委員長（菊池委員） 15番、石沢委員。

●15番（石澤委員） 雪もすごく多く、雪質もかわっていて大変だなと思うんですけれども、この中に、これは町道ですけれども、老人世帯に対する対応はどうなっているのか。道路の前を自分たちで除雪できなくて、つるつるになっていて大変な道路があったりしているものですから。老人世帯に対するというか、手が足りないような人たちへの町道と繋がっているような私道ではないと思っておりますけれども。そういうところの道路がつるつるで、滑って危ないなという状態のところも結構あちこち見られたものですから。それに対する塩カルですか、そういうような溶かすやつ、そういうような補助とかも含めてここには入っていないんですか。

●建設課長（佐藤課長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えいたします。今、ご質問があったのは、保健介護課の方で行っております除雪サービス事業というのがございます。保険介護課の方で対応しているわけでございますけれども、どうしても大型重機を使わなければならないところは、建設課の方に依頼を受けて、その中で除雪をしています。当然、その中ではこの費用の、除雪をする一切の費用については、この予算の中に盛り込まれています。

●15番（石澤委員） 15番。

●委員長（菊池委員） 15番、石沢委員。

●15番（石澤委員） わかりました。それで、今回はこういうふうにして、こういうきめ細かな交付金という形の、交付されてきたお金であったんですけども、これから同じようにこういう交付金がない時点でこういうふうに予算を組むことになるんですか。

●税財政課長（小島課長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 補正財源の問題になろうかと思っておりますので、私からお答え申し上げます。除雪の経費につきましては、全て税金と一般財源ということで、今回の交付金の対象にはなっておりません。これにつきましては従前からの予算、その年の降雪の状況によりまして新年度予算で2千万円ほどを計上して、12月補正では2千万円程度を積み上げてその年の降雪状況を見て、昨年度もそうでしたけれども、3月補正でまた対応するというので、状況を見ながら計上させていただいているところでございます。

●15番（石澤委員） わかりました。

●委員長（菊池委員） いいですか。他にございませんか。なければ進みます。6項住宅費、2目住宅管理費。17ページです。9款教育費、1項教育総務費、4目教員住宅費。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 今回この事業で、新築の校長住宅を1棟ということなんですが、お伺いしたいんですけども、他の事業でやる教員住宅の建設と今回単独事業でやる教員住宅、これについて違いというのはあるんですか。決めごとだとかそういうこと。

●委員長（菊池委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） ご質問の趣旨なんですが、文科省のへき地住宅というものがございまして、町内、いわゆる市街地以外の部分のところについては、その予算を使って今まで実施してまいりましたけれども、最初からいわゆる文科省のへき地補助は該当しない地域ということでございます。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 教員住宅を建築する場合に、へき住だとか共済だとかの事業メニューに沿って事業を行っていますね。今回は単独ですから全額町費ですよ。そうした場合の共済住宅の基準だとか、へき地教員住宅の基準だとかがありますよね。どういう住宅をつくる場合にどういう資材を使って、こうしていかななくてはならないとか、それぞれそういうふうになっていくのかを報告しなくてはならないわけでしょう。一般的には。そういう基準があるのかないのかということです。

●委員長（菊池委員） 休憩します。

[休憩 午後1時37分]

[再開 午後1時40分]

●委員長（菊池委員） 再開します。管理課長。

●教委管理課長（須佐管理課長） 大変申し訳ありません。ただ今ご質問のありました教員住宅の建設の関係であります。質問にありましたへき地教員住宅は、補助基準がありまして、面積の一定要件があつたりします。共済住宅であれば、建設をしていただくんですが、建物の建築費プラス支払いにおいては、利息を含めて町の償還金という形で、利息を加えて償還しなければならない。今回の単費で建設する住宅につきましては、面積の制限だとかはございません。ただ、今回単費でやるから大きな住宅とかそういうことは考えておりません。今までと同様のレベルの住宅の建設、といいますのは、現在、建て替えをしようとしている住宅は、昭和52年に建てました共済住宅でありまして、ブロック建ての69.56㎡の住宅であります。これを新たに建設をしようとして考えておりますので、69.56㎡同程度の建物の面積になろうかと思っておりますが、そういう計画でございます。何回も申し上げますが単費でございますので、面積の制限とかはないんであります。そういった同程度の住宅を建設したいという内容でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） それで、最近の校長住宅で、その坪数と金額はいくらだったのか。

●委員長（菊池委員） 休憩します。

[休憩 午後1時43分]

[再開 午後1時48分]

●委員長（菊池委員） 再開します。管理課長。

●教委管理課長（須佐管理課長） 大変申し訳ございません。最近の校長、教頭住宅の建築費の金額であります。実はここしばらく建築、校長、教頭住宅の建築はしていません。今、調べましたら平成11年に一般の教員住宅であります。3LDKの67.9㎡を建てているんですが、これが新しいところあります。これが1,420万6千5百円という金額であります。それ以前に建てているのが片無去の教頭住宅であります。これが、さらに遡りまして2年前の平成9年に建っている片無去教員住宅は、同じ面積67.9㎡の3LDKであります。これが1,260万円ということで直近で建てている規模は67.9㎡の建物を建てておきまして、教頭住宅も一般の教員住宅も広さは同じものを建てています。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） それで、これその、坪単価はいくらになりますか。今はメートル法でいわないと怒られるかもしれないけれども。換算して教えてください。

●委員長（菊池委員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐管理課長） 申し訳ございません。ただ今1,260万円の住宅の話でしたが、これを単純に計算をしますと坪68万円の金額になると思います。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） あの、それでこの、今、説明されたのは設置費ですね。教員住宅の、片無去の。そうするとこれは補助事業ですね、完全な。そうすると、これを造るためには、役所に何回か申請書を出したり向こうに行って説明をしたり、また、造るに当たってはいろいろな資格、指示があって、それに基づいた設計をして、その設計どおりに施工し、そういうとおりでできましたよという報告書をあげてあって、それによってきちんと補助がされたり、あるいは起債が認められたりするのではないのかなというふうに思うんですね。そうすると、そのためにも労力と費用もかかっているわけですね。要するに70万円、相当以前とはいいながら物価はそれ以降いくらかは上がったことはあるかもしれないけれども、今になればさらに下がってきていますよね。そういう時代に今度は、そのそういう姿勢がないわけですね。いろいろな町が安全と認めるものであればそれでいいわけでしょう。そういう今回の事業なのに、何でこんなに高くなるんでしょうか。これ、一般の民間住宅と比較をして悪いかもしれないけれども、20万円以上の差が出てきているように思うんですけれども、公共施設が20万円差があるから、例えば民家が30年しかもたないものが

50年もつような建物になっているかと言えば、教員住宅は、そんなに長持ちしている教員住宅は私、見たことがないんですよね。50年もつような住宅であればまだ、立派に活躍されている住宅があちこちにあっという間はいいはずなのに、なかなかすぐに人に入ってくださいといえるような住宅ではないというのは、どういうことなのかと。公共の建築物の基準というのがいろいろ今まで手いっぱい説明されてきていますよね。ああいうことだからこういうことだから。ところがその建物を見ると、柱が細かったり、下の方から腐ってきたり、屋根はペンキがすぐ剥げてみたり、そういう建物がたくさん町の中にありますよ。今回のものは、そういうものでなくて、耐用年数50年まかせてくださいというようなそういう立派な建物を今回、予定して造るんですか。その辺はどうなんでしょうか。

●委員長（菊池委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今回、補助事業を使わないからといって、建て方が極端に違うというものではないと思います。というのは、やはり、役場の建築のいろいろな単価を使って設計して施工するという中では、先ほどおっしゃいました補助事業だからいろいろな経費がかかるというのは、それは事務費の問題であって、建設費用の中に国庫補助だからといって、はねかえらせているわけではないわけですので、その点については同様なんだろうと思います。ただ、先ほど委員さんがおっしゃったように、一般住宅よりもたないのではないのかという議論は、先ほどもお話がありましたけれども、見た目でも私たちがペンキを塗った方がいいんだけどなと思う住宅でも、数も多いものですからなかなかそこまで手が回らなかったりという中で腐食が激しくなって、おっしゃるように大きく手をかけなければならないという部分もあるだろうと思います。ですから建てるときのいわゆる丈夫さとそれが長持ちするかどうかというのは、なかなか一緒にはいかないというふうに私どもは考えておりますし、この建物が補助事業以外だから先ほども言いましたとおり、安い単価で作れるというようなものではないというふうに私どもは理解しております。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 今、説明されて、何となく納得すればいいのかなというふうに思うんですよ。だけれども、教員住宅を見てこれがその、73万円くらいですか、今回、74万円ですか。なるほど、厚岸町、こういうりっぱなのを作って校長先生に頑張ってくださいような住宅を作ったんだなというのであれば私は納得するんですよ。ところが、あちこちの教員住宅を見ていて、やあ、立派だなと、もう、管内に無いような立派な校長住宅を造るんだなと。今までの細い柱で、その住宅をもたせているのではなくて今度は立派な大黒柱が真ん中にどんとあって、どんな震度、6や7の地震がきてもびくともしないというような住宅を造るのであれば、今回は補助事業ではなくて、単独事業だからこういうのができますよというのを示していただきたかったなというふうに思いますけれども、今の話を

聞いていると依然として同じようなスタイルで同じようなものを造るんだと。これが公共事業というものですよということを説明されたような気がしてならないんですけれどもいかがでしょう。

●委員長（菊池委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 委員おっしゃるように、例えば校長住宅でも、僕も入っていますけれども、確かに古いところはひどいです。いわゆる今の基準ではない時代に建っていて、それ以降いろいろな手当てをしていない。ですから非常に、ストーブを焚いていても端の方から寒さが入ってきて一向に暖まらないというような話も聞きます。ただ、今、建てているのは少なくとも平成9年くらいから建ててきている部分については、それなりに僕は断熱材もしっかり入っているし、サッシもすばらしいサッシが入っていますから、ご覧になってわかると思うんですけれども、新しい住宅についてはそんなに大きな苦情も出ておりません。ただ、本来であれば建設10年くらいで、普通の民家でもそうですけれども、一度なんでもないときに塗っておくといいんですよという時期とかというのは当然あるでしょうけれども、なかなかそこまでは手が回らないというのが現状なんだろうというふうに私どもは考えています。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 最後にしたいんですけれどもね。ただ、一般的にですよ、その、70万円近い今回予定している、この程度のものを70万円かけて造ろうという人はきっといないのではないのかなと。一般的に町の中では50万円をある意味基準にしながらやられているということになれば、20万円以上の違いというのはね、何か大物を敷き詰めたような住宅を造るように思ってしまうんですよ。だからその差は何がそうさせているのかね。私がわからないんですから多くの町民はもっとわからないと思いますよ。何でそんなに差が出てしまうのか。だから公共事業というのは、そんなもんなんだというふうに理解してしまえばそれでいいのか。だけれどもやっぱりその差というのは、縮めていかなければならないものだと思うんですよ。コンクリートがセメント半分だとかそういうわけにはいかないわけでしょう。そうであればやっぱりこれとこれはどうしても譲れないからこの分ではつめられないけれども、こっちではこういうことをやればできますよと、というようなものを、この事業では示した方がいいのではないのかなと、私は思うんですよ。同じ考えであったら、その発注する工事費は、変わりはないと。さっき言ったいろいろな事務費は違う。それはこっちには出ていないわけでしょう。今回のは。そんなことを私は言っているわけではないんですよ。工事費を見て、これだけの差があるということになると、やっぱり町民は納得しないと思うんですよ。そういうことに対して発注する側、予算をつけた人達はどういうふうに思っているかちょっと教えてください。

●委員長（菊池委員） 休憩します。

[休憩 午後2時02分]

[再開 午後2時06分]

●委員長（菊池委員） 再開します。教育長。

●教育長（富澤教育長） 再三、時間を取って申し訳ございません。今、とりあえず今回の部分で外構工事ですとか杭の部分だとかを除いてみたんですけれども、除くと、71万1千円くらいの単価になります。この基準がどうかということなんですけれども、いずれにしても厚岸町では建設工事に当たっては独自の単価表を作っていないわけですから、これについては北海道の建築営繕工事積算基準というもののにのっとって積算する。このことは、例えば交付金ですから何らかの形で検査が入った時もどういう基準で設計をされているんですかといった中では、当然根拠となる積算基準が必要です。これは、北海道の場合はこの北海道が示している基準にのっとってやっていくことが求められておりますので、この中では私どもはこの金額で積算するという以外は、申し訳ないんですけれども、お話することはできないのではないかというふうに思います。

●10番（谷口委員） 10番。 止めようと思ったんですけれども、もう1回。10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） あの、今の教育長の説明はわかりました。ただ、これはその単独事業ですよ。それで積算をするということなんですけれども、建設課長にお尋ねしたいんですけれども、この事業を発注する段階になりますよね、それで今回の予算は、1,550万円ということになりますよね。それで、発注する時の予定価格がいくらになるのかちょっとわかりませんが、例えばここでみているのは、今、教育長がおっしゃったように71万1千円でしたか。それに坪数をかければこの金額になると思うんですけれども。例えば坪50万円程度の落札があったと、合計額はかければわかるんでしょうか。あった場合にそれは落札が認められる範囲なのか、これは安すぎるからダメなのか、その辺ではどういうふうになるんでしょうか。例えば71万1千円が基準なのかどうかわかりませんが、それを下回る場合にはどこまで下がって、20万円違いますよね。20万円違うとうちの入札額ではもう、入札のあれには該当しませんよと安すぎてダメだというふうになるのかどうか。そういう場合が出てくると思うんですよね。その辺ではどうなりますか。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） お答えをいたします。まず、質問者がおっしゃられたのは予定価格について一定の額になった時には、それはいいのかダメなのかということでございますけれども。入札執行にあたりましては最低制限価格といったものを設けている場合は、

その制限より下回った場合には、その者とは契約をしない場合がございます。それ以外については、設けていない場合については、例えば1千万円の工事が800万円で落札。極端に言えば1千万円の工事が500万円で落札されたということに対しては、あまりにも低額の場合はその内容を確認はします。本当にその工事が、こちらが示した条件通りできないか、こういったものを確認し、確認した中で契約をしていくということですので、それが起きた場合だめなのかといたら、だめだということはありません。

●10番（谷口委員） わかりました。いいです。

●委員長（菊池委員） いいですか。はい。

●2番（堀委員） 2番。

●委員長（菊池委員） 2番、堀委員。

●2番（堀委員） 私も単価が高いというのは言いたいんですけども、先に谷口委員の方から言われたので、今回このきめ細かな臨時交付金、1億2,238万5千円とそれにプラスして1,312万4千円の一般財源が充当されていますが、執行残というのがおそらく一般財源の方から減っていくというふうに私は理解しています。ですからこの校長住宅についてもできるだけ単価というか、市中の基準というかそういうものにできるだけ公共の方に歩み寄るといような努力をしていただきたいと思います。この校長住宅、厚岸小学校の周りに公共用地がだいぶあるんですけども、場所はどこに建てるのかということ。それと今現在の住宅、こちらはどうするのかということをお聞きしたいと思います。

●委員長（菊池委員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 新しい住宅の建設場所ですが、今、委員会で考えているのはなるべく学校の近くにとということで、町有地も空いているところもありますから、その辺を検討しております。雪解けを待って最終的に用地を確定していきたいということで、学校の近くにとという考えであります。なお、今回新しく建設するにあたって空いた分の住宅をどうするのかということでありますが、この住宅は先ほどの質問にもありましたが52年建てのブロック造りの住宅でありまして、文科省のブロック造りの耐用年数は45年ということで定められております。現在、建築年数が32年でありまして、補修工事というリニューアルをすれば使える住宅だと私どもは考えておりまして、空いたあとは補修工事を行って教員住宅として使っていきたいという考えであります。

●2番（堀委員） 2番。

●委員長（菊池委員） 2番、堀委員。

●2番（堀委員） そうすると、場所はまだ特定できないと。いずれにしても小学校の周りの学校用地、学校用地以外のところを使おうとしているのか、それとも給食センターと旧プールのあった児童館と給食センターの間の土地とかですね、そのくらいしかないのかなど私は思っているんですけども。その中でおさめようというふうに理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（菊池委員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 学校用地を含めて検討をしております、雪解けを待って用地を確定していきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

●2番（堀委員） 2番。

●委員長（菊池委員） 2番、堀委員。

●2番（堀委員） 学校用地を含めてというと、そうすると小学校の周りの普通財産の土地とかも全て検討の中に入るというふうに理解すればいいのか、それとも、教育財産だけでは今言っていなかったですよ。それでいいのかどうか。普通財産であれば対象がどこらへんまで含めるのかというのも教えてもらいたいんですけども。

●委員長（菊池委員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 普通財産ということではなくて、教育財産の中で考えておりましたが、その中には学校用地も含めてというふうに我々は思っておりますが、いずれにしてもまだ確定はしていませんのでご理解いただきたいと思います。

●2番（堀委員） はい。

●委員長（菊池委員） はい。ほかにございませんか。

●14番（竹田委員） 14番。

●委員長（菊池委員） 14番、竹田委員。

●14番（竹田委員） 坪単価の話というのは、高いからいいのか安いからいいのかという議論になっちゃうと、それは、どっちというのは言えないと思うんですね。高いから質がいいのかということとそうでもないというのが言えると思うんですよ。積算基準というのが確かにあると思うんですけども、今、その基準というのが、例えば道単価という基準があるし、今説明があった北海道積算工事の積算基準というのものもあるといわれたんですけども。じゃあこの北海道積算基準というのは何年にできた基準なのかというのが問題になってくると思うんですよ。今、ここにきてこの時代にどういう積算基準が出てきているのか

というのが一つは問題にしなくてはならないと思うんですよね。知っている知らないは、わからないですけれども、緑の家というのがあるんですけれども、この緑の家というのは木材住宅によって、1本1本使う木全てを防腐処理をしたものが緑に見えるので、緑の家ってされるんです。これはだいたい坪単価1万円くらいのアップだそうです。ところが経年経過をみると、その住宅は経年経過が経っていないので設計の段階では20年もつだろうといわれているので、だいたい55年もつだろうというふうにいわれていますね。そういうことを含めて、坪単価、70万円でも71万円でもいいんですけれども、税抜きなのか税込なのかわかりませんが、その辺もいいんですけれども。一般住宅から比べて、平屋の21坪の住宅で70万円というのは非常に高価だというふうに、一般町民であれば皆さん誰しもがそういうふうにすると思うんです。例えば今言われているエコ住宅とか省エネとかシックハウスだとかいろいろな問題が取り上げられています。また、長期住宅の100年住宅、200年住宅というのも取り上げられています。その中で今回、1,550万円を投入してこの教員住宅を建てようとするときにこれらのことも一つは考えた、考えてこられたのか、その辺はどうなのか、その辺をまず、お聞きしたいと思います。それからもう一つ、この校長住宅なんですけれども、計画の中にいつ頃からこれを建てたいという希望があったのかその辺の経緯、経過もお聞きしたいと思います。

●委員長（菊池委員） 休憩します。

[休憩 午後2時19分]

[再開 午後2時22分]

●委員長（菊池委員） 再開します。建設課長。

●建設課長（佐藤課長） はい。私の方から建築の営繕の積算基準の内容の見直しがどのように行われているのかということでございますけれども、これは、毎年、見直しがされております。

●委員長（菊池委員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 住宅の建設計画がいつから始まっているのかということですが、20年からの計画に掲載してございまして、本来22年度で校長住宅の建築を考えておりましたが、今回、この交付金の充当によりまして年度を早めて建設ができるようになったということですので、ご理解をいただきたいと思っております。

●14番（竹田委員） 14番。

●委員長（菊池委員） 14番、竹田委員。

●14番（竹田委員） 住宅の建設に当たっての100年、200年、省エネ型、シックハウス、これらについて考えたのかというのは答えてもらえなかったんですけども、何回も質問ができるので別にいいですけども。平成20年に建設計画があったということで、こういうものを建てたいんだという図面が先にできてきて、さっき2番委員の堀さんに対して建設場所とは聞いたら、まだ決まっていないと。建てるものが決まっています建てる場所が決まっていないというのは、これはちょっとどうなのかなと思うんですよね。一般的にはちょっと考えられないんでないかなと思うんですよ。今年の予定では8月から12月というふうに期日まで決まっているわけですよね。半年切っているわけですけども、建設場所が未だ不確定ということになるとちょっとその辺はどうなのかなと。20年から建設場所をあちこちと考えたけれども決まっていない。決めたので今回こういう、いいお金が出てきたのでやりたいんだというならわかるけれども、この時点で建てるのは決めたいけれども、月日まで決めたんだけれども、予定地が決まっていないというのは、ちょっとそれはおかしいんじゃないかなと思うんですけどもその辺はどうなのでしょう。

●委員長（菊池委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） まず、答弁漏れのシックハウス等々ですけども、当然シックハウスの対策については講じた住宅をとということで考えております。それ以上の部分については現段階では考慮していないという状況です。それと建設予定地ですけども、一般の住宅と違って、今ある住宅を取り壊してということには、当然今校長先生がいらっしゃるわけですから、校長先生がいらっしゃる中で違う場所に建ててということ、小学校、中学校共にそういうふうに計画をしているところです。その中では梅香町の両方の学校の近辺にも候補地というのはかなり何か所かありますのでその中で一番適地をとということで考えてございます。

●14番（竹田委員） 14番。

●委員長（菊池委員） 14番、竹田委員。

●14番（竹田委員） 単価的に坪単価が高いので先ほど言いましたものは、緑の家ということで、防腐剤が注入されているものを、この価格の中で、できるできないというのはあるんですけども、どうせ作るのであれば長期にわたって使ってほしいということが当然ながらいえると思うんですよね。その中で是非そういうものを検討してもらいたいと。この価格の範囲では私はだらしのない建築屋ということでもありますけれども、この範囲で私の感覚では当然でき得る価格だというふうに私は思いますので、ずれている場合もありますけれども、当然考えられると思います。ぜひ検討してみて、それがある程度の単価のできるのであれば今後の計画の中で必要ではないのかなというふうに思うんですね。是非、今回の平屋の小さい、あまり高額な金額がかからない部分でぜひ検討していただきたいなと思います。それともう一つ、検討しているというのはよくわかるんですけども、一般的な、民間とは違うんだということであればそうなのかなと思うんですけども。土地が

決まっていなくて建てるというのは、一般的に考えてそれは理解に苦しむのではないかなと思うんですね。ある程度の、こことここで決まっていなくても、この2か所、3か所の中でどちらかにできるんだという答弁であれば私は理解できるんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

●委員長（菊池委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 委員ご指摘の防腐の施されたという部分については、十分担当の者と検討させていただいて可能であればそのようにしたいと考えています。ただ、もう1点、場所の問題ですけども、もちろん頭の中にはこことここというのがあるんですけども、はっきりしない場所をこことここを検討していますと言うわけにもいかないのかなど。私どもとしてはいくつかの中で適地として検討しておりますのでご理解いただきたいと思います。

●14番（竹田委員） はい。よろしいです。

●委員長（菊池委員） はい。他にございませんか。なければ次に移ります。2項小学校費、2目学校管理費。

●2番（堀委員） 2番。

●委員長（菊池委員） 2番、堀委員。

●2番（堀委員） 厚岸小学校屋外運動場整備事業についてお聞きします。屋外運動場といますから、当然、グラウンドだと思うんですけども。費用の方では学校用地フェンス改修となっています。グラウンドの周りのフェンスを改修するというふうに理解しているのかなと思うんですけども。どのような改修を計画しているのでしょうか。

●委員長（菊池委員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） この厚岸小学校の学校用フェンスの改修ですが、学校の周囲に全体で505m張ってありますが腐食しているパネルや支柱の取り替え、さらにネットの張り替え等々の工事を行う予定です。取り替えなければならない部分としては、約300mくらいになると思います。そういった工事の内容ですのでご理解いただきたいと思います。

●2番（堀委員） 2番。

●委員長（菊池委員） 2番、堀委員。

●2番（堀委員） これは要望というか、使う側からの利便性でちょっと言いたいんですけども。グラウンドの周り、運動会とかにけっこういろいろなところから入るんですけども、フェンスがあつてぐるっと回らないと、学校の裏であれば理科教室の方から回ってこないとグラウンドに入れなかつたかというような感じの中で、運動会とか多数の人が集まるようなときには不便さというものがある。いろいろなところから子供達もすぐにグラウンドに来たいとしても、ぐるっと回らなければならないという中では、子供達は身軽ですからフェンスを乗り越えたりするんですけども。例えば内鍵の扉なり、そういうものをつけて出入りの場所を確保、常時は閉まっていたでもいいと思うんですけども。学校行事の時に開けるくらいの配慮というものも考えてもらいたいなというふうに思います。あと、それとフェンス改修とは直接関係ないといえませんが、以前も竹田委員の方からも小学校のグラウンドの整備というものがあつた。これは小学校のPTAから要望としてあがつていると思うんですけども、今回フェンスを改修してしまうことによって、将来グラウンドを整備するときに手戻りが生じるのではないかと。逆に1回全部剥いでしまつてというふうになつてしまつたと、今回この投入した金額というのが無駄になつてしまつたのではないかと私は懸念するんですけども。そういうことがないんでしょうか、その点についてお聞きしたいと思います。

●委員長（菊池委員） 管理課長。

●教委管理課長（須佐課長） 今、要望と言うことで伺いましたグラウンドフェンスを修繕するうえで開閉口の設置については、長い距離になりますので可能な限り何方か設置できればなつたということで工事をしていく中で考えていきたいと思つたので、ご理解をいただきたいと思つた。もう1点のグラウンド整備の関係であります、今考えておりますのは22年度におきまして厚岸小学校のグラウンドの整備を行いたいと考えております。これは新年度予算の方になりますが、それと合わせて、予算的には今回補正予算でフェンスの修繕ということになつて、工事の方は新年度予算でという考えでありますが、合わせた中で一体として22年度で整備が図れるような考えで私も考えておりますのでご理解をいただきたいと思つた。

●2番（堀委員） はい、わかりました。

●委員長（菊池委員） はい。他にございませんか。なければ次に進みます。6項保健体育費、3目温水プール運営費。ございませんか。以上で歳出を終わります。次に第2条。3ページをお開き下さい。第2条、繰越明許費の補正です。総体的にございませんか。

●14番（竹田委員） 14番。

●委員長（菊池委員） 14番、竹田委員。

●14番（竹田委員） 予算の中の総体的ということで、お聞きします。設計委託料の件なんですけれども、最初の方に説明があつたとおつり今回の目的に沿つて地元の業者の特段に

なるようなことで、このお金の使い道、使途を決めましたというような答弁がございました。この中に設計委託料というのがあるんですけども、この設計委託料の業務先というのは地元なんでしょうか。

●建設課長（佐藤課長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 設計委託料については、まだ、地元業者なのか町内の業者か町外の業者か決まっておりません。

●14番（竹田委員） 14番。

●委員長（菊池委員） 14番、竹田委員。

●14番（竹田委員） お願いなんですけれども、小さな工事の部分については、現地に行つての1日、2日の取り調べ等々があるという答弁でありました。地元業者でも、行って物件を見て判断をするということは到底できないということではなくて、皆さんすばらしい建築業者さんがいますので、設計の部分でもできるできないというのはあると思うんですけれども。できればその設計委託料も地元業者にお願いをするよう私の方からもお願いをしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） この建築関係の実施設計の委託でございますけれども、確かに建築士等の資格を持っていれば設計できる業者も地元にはございます。そうした業者がはたして今、この修繕等の中で調査をして工事発注の図面をおこして数量をひろうと、積算の手前までの業務となりますけれども、こうしたものができるということが確認できれば当然地元の業者の方に発注ができることとなります。ただ、今までの現状を踏まえた中ではなかなかそういった対応が難しいというふうな状況がございまして、主に釧路あたりの建築関係の専門の設計をしているコンサルタントに委託をしている状況でございます。この辺はまた再度、地元の建築関係の業者の中で対応できるものなのか確認しながらそういうふうにしていきたいし、また、それが無理であれば専門のコンサルタントの方にお願いますと、これは今後検討していきたいと思っております。

●14番（竹田委員） 14番。

●委員長（菊池委員） 14番、竹田委員。

●14番（竹田委員） 指名業者が何社あるかわからないんですけども、全部を集めてそ

これらのことを役場の方から言っていただいで、例えば、宮園丘陵地区集会所の軒先の改修230万円、外壁一部130万円とか、これらもできないのかというふうになると、普段やっているのは図面も書いたことがなければ、積算もやったことがない建築屋さんということになっちゃいますよ、課長。それはおかしいでしょう。普段からやっているんだから、できないわけがない。ただ、やりたくないとかということの話になるとこれは別だと思えます。その辺もできればですね、設計料の35万円とかがありますけれども、たかだか35万円かもしれないけれども、されど35万円ということでもありますので、私たちはやりたくないんだということであれば、これは私のおせっかいというふうになってしまうんですけども、それらを含めて5万円でも10万円でも地元の業者に、せつかくであればこのお金を使っただきたいなという気持ちもありますし、一部の業者からもそういうことを言っただきたいという人もいるし、それはわからないと思うんですね。ですから一度そういう機会を作っただいで皆さんにもう一度反応を聞いていただきたいと思えます。お願いします。

●建設課長（佐藤課長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 建設課長。

●建設課長（佐藤課長） 今、おっしゃられました内容でございますけれども、入札する前の指名選考、それにあたる前にそういった業者さんの方にも、どういったことができるのか確認をしつつ、その中で検討をしてみたいと思えます。

●14番（竹田委員） よろしいです。

●委員長（菊池委員） いいですか。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 1回1回聞けばよかったんですけども、そうすれば時間がかかりましたので、総体でお伺いしたいんですが。今回のこの臨時交付金の充当事業なんですけれども、これは平成22年度の事業として計画していたものだけなのか、それともどこかでさらに頭出しした事業も含まれているのか、その辺を事業ごとにちょっと説明してほしいんですが。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） ご説明申し上げたいと思えます。計画にのっているかどうかといいますと、現在出ております第4期総合計画の10次の実施計画がございませ

て、これの22年、23年につきましては、ご案内のように4期の最終年度にあたって、22年度というのは5期の初年度にあたるということから、ここにのっている部分については、継続事業であるとかどうしてもやらなければならない事業に絞り込んだという形で22年度、23年度をのせていますということでご説明をしておりました。そのことを踏まえながら申し上げたいと思いますが。この10次の実施計画にのっているかないかでお話をさせていただきたいと思います。特別養護老人ホーム、それから宮園丘陵地区集会所ほか整備事業、厚岸保育所整備事業、それからカキ種苗センター附帯施設整備事業、床譚地区漁村センター整備事業、ここまでは、10次には掲載されてございません。それからあやめヶ原展望台ほか整備事業でございますけれども、この中の展望台改築事業の部分については平成22年予定ということでございました。それから次の望洋台のトイレの外壁改修、これは平成23年の予定でございました。次、2ページの方にまいります。コンキリエはのっております。木柵もそうです、新です。それから土木費の方でございます。町道照明につきましては、平成22年、基数は少ない数でのっております。それから町道側溝整備事業、これは新です。望洋台東1の通り整備事業、22年掲載。望洋台6号通り整備事業、新でございます。それから住宅費の方。設備整備、これは平成22年に項目がのっております。町営住宅の設備整備事業でございますけれども、これは火災警報器の方だけ22年。それ以外は新でございます。それから誠に申し訳ありません。訂正をさせていただきたいと思います。先ほどあやめヶ原の展望台施設の方でございますけれども、木柵部分を新規と申しあげましたが、申し訳ございません、これは併せまして22年でございます。訂正をさせていただきたいと存じます。次、教育費でございます。厚岸小学校の校長住宅これは新でございます。実施計画の中にはのっておりません。教育委員会サイドの計画といいたいでしょうか、所管での部分ということでお話し申し上げたと思います。それから小学校費の高知小中学校屋内運動場整備事業、これについては平成22年でございます。次、厚岸小学校の屋外運動場整備事業でございますけれども、新でございます。それから温水プール整備事業、これにつきましても新でございます。以上、そのような内容となっております。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 今回のこのきめ細かな臨時交付金の充当事業、これはいつてみれば次年度以降の予定されている事業あるいは新規、計画にあっても実施計画にのっていないかのようなものを頭出しさせて事業を行うということになっていると思うんですね。それで、今回のこの事業を進めるにあたって一般財源だとか起債だとか、次年度以降予定する本来であれば予定してましたよね。来年度の予算にね。そういうことが今回この事業で行うことができたということになって、その財政的な余裕が出たのではないのかなというふうに考えますけれども、それはどういうふうに考えているんでしょうか。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） 確かに財源充当の部分でございまして、当然、これに移動することによっての22年度の位置づけ、これが前倒しになることによりあるいは23年度の方が前倒しになります。そう言った部分については当然そこで22年度、23年度予定されている一般財源、充当予定の財源、これに基づいた事業の張り付けというような調整を全体の中でしているわけでございます。当然、前倒しになりますと他の事業も前倒しといたしまししょうか、そういうような調整もしてございます。そう言った中で全体的な事業の調整を行っているという形になっております。

●10番（谷口委員） 10番。

●委員長（菊池委員） 10番、谷口委員。

●10番（谷口委員） 欲をいえばやりたいことはいっぱいあるわけですから、どこまでいっても。ただ、今回こういうその交付金ができたということは、これはもう、いってみれば今まで事業をやりたいという場合には必ず、補助事業でやるにしても一般財源を一部充てなければならぬ、それに伴う起債も起こしていかなければできない事業が、今回はそういうものが一切なしでできるわけですよ。そうするとある意味、身軽というか少しその余裕ができるとみるのが当たり前ではないか。本来は、その、新年度で起債を起こしたり一般財源を、ないないという一般財源をあてて、ようやく事業を行わなければならない事業を何の負担もなしに今回はできるわけだから。そうすれば、その分の余裕というのは平成22年度の事業では、進める上では余裕ができてみるとみるのが当たり前ではないのかなというふうに思うんですよ。だけれども課長が今おっしゃっているのは、いやいや、やることがいっぱいあるから、そうではありませんと。行政需要はたくさんあるから、そうはならないんだということを言いたかったのではないのかなというふうに、私は理解をするんですけれども。だから22年度の予算を作る上では、これがあることによって、非常に町にとっては良かったのではないかと思うんですけれども、そういう考えでいいんでしょうか。そんなの関係ないよということなんでしょうか。

●委員長（菊池委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 今回のこの交付金事業の計上にあたりましては、先の質問の答弁にもあったとおり、3カ年の22年度に予定していた事業の前倒しという側面があります。ただし、繰越いたしますので実質的な執行は22年度ということでございます。その財源につきましては、一般財源でみなければならないものもあったでしょうし、それから起債の充当を予定していたものも確かにございます。それから、登載されていなかったところで、いわゆる計画にですね、どうしても財源的な問題で登載できなかった事業も今回盛り込むことができました。それは財源が浮いたという表現が当てはまるかどうかはわかりませんが、新たな交付金ができただけによって、事業執行が可能になったということでございます。質問者のご質問は、財源的に余裕ができたかということではそういう側面はいえると思います、当然。ただし、まちづくり推進課長が言われたように登載できな

かったものも今回掲載したとのことですので、その部分に関しては財源的に余裕かという
と、そうではないという側面もあるということで、総体的にはそういう答弁にならざるを
得ないんですけれども、厚岸町にとってはありがたい交付金であります。さらに地元発注
が可能なものを計上するということがございますので、総体的には大変ありがたい、事業
執行が可能になるということがございますのでご理解願いたいと思います。

●10番（谷口委員） はい、いいです。

●委員長（菊池委員） いいですか。他に総体的にございませんか。

●13番（室崎委員） 13番。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●13番（室崎委員） この臨時交付金は、何ととっても、今、財源が乏しくてやりたいこ
ともなかなかできない厚岸町にとっては、大変ありがたいものであると「干天の慈雨」と
いう言葉があたるかどうかわからんけれども。ただ、この後に二匹目のどじょう、三匹目
のどじょうが柳の下にいるかどうかこれはわかりませんがね。ただ、ちょっと気な
るのが、厚岸町が事業を行うにあたっての一つのルールというものがありませんか。そ
れは、一つの計画を立てて、それを3カ年実施計画にのせてそしてやっていくと。ただ、
災害のような特殊事情がある場合にはちょっと違うでしょうけれどね。今回は3カ年事業に
のっていないものが結構あるわけですね、今のを聞いていると。そうすると、今後とも何
か財源ができたり、こういうようなことがあると3カ年実施計画は無視してぽんぽんぽん
と新しい事業をやっていくものであるというふうに、厚岸町のものの進め方は進めるんだ
という原則を今回作ったというふうに理解してよろしいんですか。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） お答えいたしたいと思います。基本的に厚岸町の、
いわゆる投資的事業の進め方というのは、緊急性のあるものは別にいたしまして、基本的
にはこの3カ年実施計画の中にのせながら進めていくというのが、ルールでございます。
このルールを変えようという気持はございません。ただ、先ほど計画の中にのっているの
かどうかというお話し中で、新というのがでてきておりますけれども、実は、この、今現
在あります10次の計画というのは、繰り返しになりますけれども第4期総合計画の最終年
度にあたります。21年度が最終年度でございますので、22年度、23年度の実施計画の内容
というのは、継続事業であるとか、どうしてもやらなければならない重要な事業である
とか、というようなものに絞り込んだ状態の中でのせていただいている。22年度以降の5期
の第1次計画の中でその総合計画の趣旨に沿った実施計画の中身にのせていきたいとい
うことで、ご説明をさせていただいておりますし、そのような形で進んできております。
ですから、先ほどお話ししました22年度の張り付けです、新ですという部分についてこれを

ベースにしてお話しをさせていただいたものですから、そういう形では新しいものがどんどん出てきているという形になってきてございます。それから、計画登載できない、23年度にのっていた、あるいは24年度以降で考えていたものも持ってきているという部分も、確かにございます。それはどういう内容かと申しますと、この事業選択にあたりましては、基本的に補助金であるとか、いわゆる有利な交付税措置があるような起債事業であるとか、あるいは防衛調整交付金であるとかそういうような部分の充当ができるもの以外の、いわゆる単費ですね。厚岸町単費でなければできないものというような部分を、重点的に選定してきてございます。そういう中では、なかなか後年度にやはり位置づけざるをえなかったという、それは財源的な対応ですけれども、そういった内容の事業もこういった交付金事業での財源充当をできるといった中では、後でやらなければならないこともこれがあることによって、現在の事業の中で前倒しでできるというようなものもございます。そういったようなことも考慮しながら、今回の事業選定にあたってきているということでございます。全く計画を無視した形の中で優先順位をつけてあげたということではなくて、やはり3カ年計画も考慮したうえで選定させていただいているということでございます。なお、この選定の前の段階では3カ年の実施計画の策定に向かって、各原課からすでに要請の作業が一方では始まっておりまして、そういった要請の位置づけ、そういうようなことも考慮しながら、これを設定させていただいたということでございますので、その点はご理解をいただきたいと存じます。

●13番（室崎委員） 13番。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●13番（室崎委員） 端境期だから、3カ年実施計画にはのってこないものがたくさんあるんだというようなお話でしたよね。何で3カ年実施計画というものを作って、それを議会に提示して進めていくのかという話なんですよ。そうすると、やはりこの事業はこういう財源やこういうものをもってこの後、来年行うよとか、その計画を事前に示すことで、いわば町のいろいろな事業の情報を開示して、透明性を図るという意味なんでしょう。そうでなければ、あんな面倒くさいものをやる必要がないわけですよ。その都度その都度大事なものをやればいいんだから。予算の時にね。という意味からすると、その端境期であるというようなことがあったり、あるいは財源のめどがなかなか難しいということになれば、それは、いわばスタート台に立つことができなかった補欠選手みたいなものですよ。というような部分について、あるいは3カ年よりも4年、5年先のものが今回はちょうどいい手頃な財源が出たということだから、前の方に引っ張ってきたということもあったんでしょう。それはわかります。それから、例えば教育委員会だとか、さきほど教頭住宅か何かの時にもそういう話があったようだけれども、3カ年実施計画の中にはのっていないけれども、教育委員会の何とか計画の中にはのっているんだと言うような話がありましたよね。そういうふうにそれぞれ原課ではあると思うんだ。そうしたら、そういうような情報公開。例えばこの3カ年実施計画にはのっていないけれども、それに準じるような形でやると。例えば今年の議会に出てきた5億いくらのいわば、各自治体に入ったお金があ

りましたよね。その時にも3カ年実施計画で漏れたものについて拾いましたというような話が確かあったと思うのだが、そういうような時に議会側としては唐突なんですよ。だって、そういう計画があって3カ年実施計画にはのらなかつたけれども、この後、何かで財源がついた時には前倒しして、いわば補欠からレギュラーになりましょうというようなものが後ろに控えているんですというような話は、聞いたことはないですよ。具体的にそういうものを。やっぱりそういうことがあるのであれば、3カ年実施計画の趣旨をもって少なくともここで初めて出てきて、これ何なんですか、これ新規ですよっていう話の前に、そういう情報が提供されるべきではないんでしょうか。それでなければ、しかも今回の3カ年実施計画は端境期だから絞るだけ絞っているんだというようなことになったら、絞った結果、その他のものは投げたわけではないんですよ、今話を聞いていると。生きていますよ。この後やりたいんだからというのであれば、そういうような情報もきちっと議会にも示しておくべきではないのかと、そのように思うんですけれどもいかがですか。

●委員長（菊池委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（田辺課長） まず、一番最後の部分で申し上げたいと思いますけれども、22年度は第5期の初年度でございます。当然、1次の3カ年計画をお示しいたします。22、23、24年度の3カ年の実施計画をお示しいたします。これは新しい行動計画に基づいた実施計画を、今、策定しているわけでございますけれども。この中で、きちっと新しい総合計画に基づいた事業の割り振りをした中で、お示しをさせていただくという予定になってございます。これは従来と同じ形の中で、3カ年の実施計画をお示しさせていただきながら行っていくということでございます。3カ年の実施計画の策定にあたりましては、やはり財源見通し、そういったようなものの一つの基準といいたしめようか、そういう見通しの上にたった中で、どういった事業を優先してやっていきたいんだということをお示しするという形でございます。これは従来からの考え方、それは何も変わってございません。ただ、この計画については、今までお話ししておりますように、毎年ローリング、見直しをさせていただいております。その上で情勢の変化、それから緊急度合いの変化、こういったようなことも考慮しながら実施年度が入れ替わる、あるいは新規のものも入れざるをえない、入ってくるということは、これは情勢の中として出てまいりますので、そういった取扱いをさせていただいているということでございます。このたびの経済の状態に伴います経済危機対策という形の中で一連の交付金事業の関係が出てまいりましたけれども、これは当初、私どもは予定していたことではありません。こういう経済情勢の中で国が打ち出した新しい政策でございました。これの有効な活用をしながら、地域の経済発展あるいは振興のために使いたいという形の中で計画をお示しし、その事業を実施してきているわけでございます。これを見込んだ、裏に隠れた計画というようなものは、現在、私どもの方としては持ち合わせてございません。3カ年の実施計画、新たなものを進めていく上でまた、各原課からの新しい事業、そういったものも出てまいりましょう。そういったものの中で優先度を選択しながら見直し、掲載をしていくという手法、これは従来と同様進めてまいりたいと考えてございます。

●13番（室崎委員） 13番。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●13番（室崎委員） 前半と後半が矛盾していますね、話が。3カ年実施計画に登載して進めていく、ただ、ローリングというものがありますけどもね、というのが最初の話。後段にいたっては、こういう経済情勢でこういう交付金が出てくると、そんなものとは関係なく出てくるものは仕方がないんですと言っている。前と後が矛盾しているでしょう。私が言っているのはそういうことではないんですよ。3カ年実施計画という基準を作って、そして、こういう事業をやりますよということで進めてきているんですよ。その原則を進めていくのであればこういうような時に、いきなりぽんと出てきて、質問で初めてこれは新規なのかどうなのか、3カ年実施計画にあったのかなかったのか、その前に考えていたのかいなかったのか、あるいは3カ年のまだ後にやろうとしていたのかしていなかったのかというのを聞かれて初めて答弁なんだ。それならば最低限、提案理由説明の時にそういう話があって然るべきでしょう。なぜならば、何べんも同じ話をするけれども、行政の透明性を図るためには今、ここで急に思いついたんでやったのではありませんということを引きちと、やはり町民の皆さんに理解してもらおうということは大事なことなんです。それを言っているんです。そうしたら、いやいや懐の中では考えていたんですよ、そんなもの表に出すようなものではないから見せませんでした。というような話をされても我々としてはなかなか理解ができないということです。これはもちろん、急に思いついてやったものは一つもないと思います。これはやらなければならないなということで、それぞれの原課において考えていたことでしょう。それはわかる。けども、それがここにきて唐突にぽんと出てきて、しかも質問で、それも最後の質問で聞いて初めて、いやいやこれはやろうと思っていたんですけれども、財源も何もなくて3カ年実施計画にも登載していなかったんですよということが、答弁の中で初めてわかるというようなことをいうことはいかかなものかと、こういうことを言っているわけです。言っている意味がわかりますか。それとも、何を言っているんだということですか。私はそうは思わないんだけどもね。やはり3カ年実施計画をやっていく原則というものがあるわけです。それは、3カ年実施計画という制度だけの問題ではないんですよ。そういうものを作って裏に流れている問題ですよ。それをどうやって少しでも、その何というのかな、基本的な理念にのせるかという意味でちょっと話が混乱しているのではないかという気がしたんですけれどもね。いかがでしょうか。

●町長（若狭町長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。毎年度予算編成にあたりましては、お話しありますとおり基本的には年次計画、3カ年計画の実施計画に併せて予算編成をするのが原則であります。しかしながら、今回のように思いがけない予算配分があつ

た。また、今までもありましたですね、12月の経済対策。さらにはまた、防衛交付金、さらには産炭の交付金等々が出た場合には、やはり年次計画に基づくところの実施計画の前倒しというのは、当然出てるわけであります。ただし、前倒しをするという予算の中でもその、適応できる予算の条件がございます。そうすると事業内容も自ずと固定されてくるわけございまして、今回もそういうことで第4期の最終年度の事業計画はそのとおり条件付きの範囲で計上したわけであります。さらにはまた、第5期、来年から始まる第1次の年次計画、その中に登載しようとしている考え方の前倒し、こういうことがあったわけございまして、どうかその点をご理解を賜りたいと思います。それと第5期の総合計画をつくる際のご質問等についてお答えいたしました。基本構想は議決事項であります。行動計画並びに第3次計画は議決事項ではないのであります。特に第3次はですね、予算を伴う実施計画であります。予算の前にこの第3次実施計画を公開した場合は、予算をまだ決めていないうちに実施計画を公開するとは何ぞやということになるわけでありまして、あくまでも第3次実施計画というのは内部資料であり、予算を組むための基本であるということをご理解をいただければと思いますので。公開がどうしたとか、いろいろなご意見がありますけれども、そういうことで今日は最後に谷口委員からご質問があったものですから、そのことについて担当課長が説明を申し上げたということでありましてご理解いただきたいと思います。

●13番（室崎委員） 13番。

●委員長（菊池委員） 13番、室崎委員。

●13番（室崎委員） あの、ちょっと何か議論が噛み合っていない。それはね、今のはわかるんですよ。町長が言っているのは。私は別に3カ年実施計画、3月議会に出てくるものを今出しなさいとっているわけではないんです。ただ、今回の場合に、いわゆる原則からはみだしたものがいくつも出てきているわけでしょう。ここに。この、今回のいろいろな事業の中には原則でいえば、3カ年実施計画にのせてそれから予算付けをやっていくと、予算案として出してくるというのが原則ですよ。そうでしょう、いろいろな事業は。基本的には。だからそうではない今回の交付金のようなものがあって、特別事情があるから、いわば財源充当ができるから前倒ししてやりましたという話なんですよ。それが3カ年実施計画にもものっていないものも前倒ししてやっているわけですよ。我々がいただいている、今年度の当初にいただいた3カ年実施計画にはのっていないものも、今回は予算付けされているんですよ。そうするとその意味で例外的な場合なんですよ、今回は。そういう話はやはり最低限、提案理由説明の中できちっと説明しておくべきではないかということですよ。最低限ね。できれば議会前に開かれる議員協議会やそういうようなところで情報提供できるのであればもっといいですけども、それはいろいろなことでできないというのであれば、それはそれで結構ですけども、それが予算委員会の一番最後の質問になって初めて出てくるようではいただけませんねという話なんです。やはり、基本はどこまでも3カ年実施計画に基づいて、そこに登載された事業に予算付けをして行っていくという基本線は崩さないんだということをおっしゃっているわけですから。そうすると非

常に例外的な場合というふうには言わざるを得ないわけですからね、そのところがどうも今一つだったなという話ですので、その点は私どもの方の話もご理解いただきたいわけです。

●町長（若狭町長） 委員長。

●委員長（菊池委員） 町長。

●町長（若狭町長） 答弁の繰り返しになりますが、あくまでも予算編成にあたりましては実施計画に基づいてですね、予算の編成をするのが原則であり、さらにはまた急を要する災害等が起きたとかという以外の問題につきましてはですね、今、お話しがございましたとおり年次計画、実施計画をもって予算編成をしていくということであって、今回のような予算、思いがけない予算が配分をされた。さらにはまた、産炭地のような交付金が配布をされた。さらにはまた、防衛予算についても思いがけない上乘せがあったとかという事態がございます。こういう場合においては、今言った前倒しという中で予算措置をしているということが原則でございまして、あくまでも新規事業については必要と、または、重要性を考えながらですね、行うという建前をもちながらやっているつもりなんですけれども。ただ、議会の関係において実施計画の関係をはずれた場合においてこうこうこういうわけであるということについての予算の措置の仕方については、今後、議会との対応の中でお話しをしていかなければならないだろうと思いますが、ただ、実施計画につきましては、あくまでも内部資料であるという点についてはご理解をいただきたいと思います。

●13番（室崎委員） いいです、今日は止めておきます。

●委員長（菊池委員） はい、いいですね。以上で質疑を終わります。お諮りいたします。本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

●委員長（菊池委員） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で平成21年度補正予算審査特別委員会に付託されました、議案第2号、平成21年度厚岸町一般会計補正予算の審査は終了いたしました。よって平成21年度補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後3時44分）

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成22年 2 月17日

厚岸町議会

委員長
